

役員報酬並びに費用に関する規程

(総則)

第1条 この規程はNPO法人いるか(以下、「この法人」という。)の定款19条に基づき、役員に対する報酬の支給、費用の弁償に関して基本事項を定める。

(報酬)

第2条 この法人の役員には定款第19条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲で、予算の範囲内において総会の決議により報酬を支払うことができる。

2 役員に報酬を支払う場合には、別途報酬基準及び支払い方法を理事会の決議で定めるものとする。

(費用弁償)

第3条 この法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用(職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。)については、理事会の決議で定める範囲のものに対して、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(補足)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、2022年8月1日から施行する。(2022年6月25日理事会決議)